

建物移転料算定表[復元工法]

		所有者の氏名又は名称		整理番号				
区分	内 容	番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考	
基本事項	構造・用途	(1)						
	建築工法	(2)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	延床面積	(3)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月		
	経過年数	(5)						
工事費等	建築	直接工事費	(6)	復元工事費				
		共通仮設費	(7)	(6)×(木造:3%、非木造:(6)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計額))	%	%	%	100円未満切り捨て
		復元純工事費	(8)	(6)+(7)				
		諸経費	(9)	(8)×((8)+(15)に対応する率(一発注単位))	%	%	%	100円未満切り捨て
	解体	建築工事費	(10)	(8)+(9)+[加算額]				
		直接工事費	(11)	運搬費を含む(廃材運搬費及び廃材処分費を除く)				
			(12)	(11)×(木造:3%、非木造:(11)に対応する率(解体直接工事費の合計額)) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%	100円未満切り捨て
		解体純工事費	(13)	(11)+(12)				
		廃材運搬費	(14)					
		小計	(15)	(13)+(14)				
		諸経費	(16)	(15)×((8)+(15)に対応する率(一発注単位))	%	%	%	100円未満切り捨て
	廃材処分費	(17)						
	解体工事費	(18)	(15)+(16)+(17)+[加算額]					
補償額	復元工事費	(19)	(10)					
	解体工事費	(20)	(18)					
	小計	(21)	(19)+(20)					
	消費税等相当額	(22)	(21)×消費税等の税率				1円未満切り捨て	
	発生材価額	(23)						
補償額	(24)	(21)+(22)-(23)						

※ (10)の算定式欄の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(18)の算定式欄の加算額については、同様に取りこわし工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。